

恵庭市告示第 157 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用について次のとおり開始する。

その関係図面は、恵庭市建設部管理課において、令和5年12月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

恵庭市長 原 田



市道新規認定に伴う供用開始

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始日
1547	島松南20番線	島松東町2丁目172番1	令和5年12月15日
		島松東町2丁目166番	